

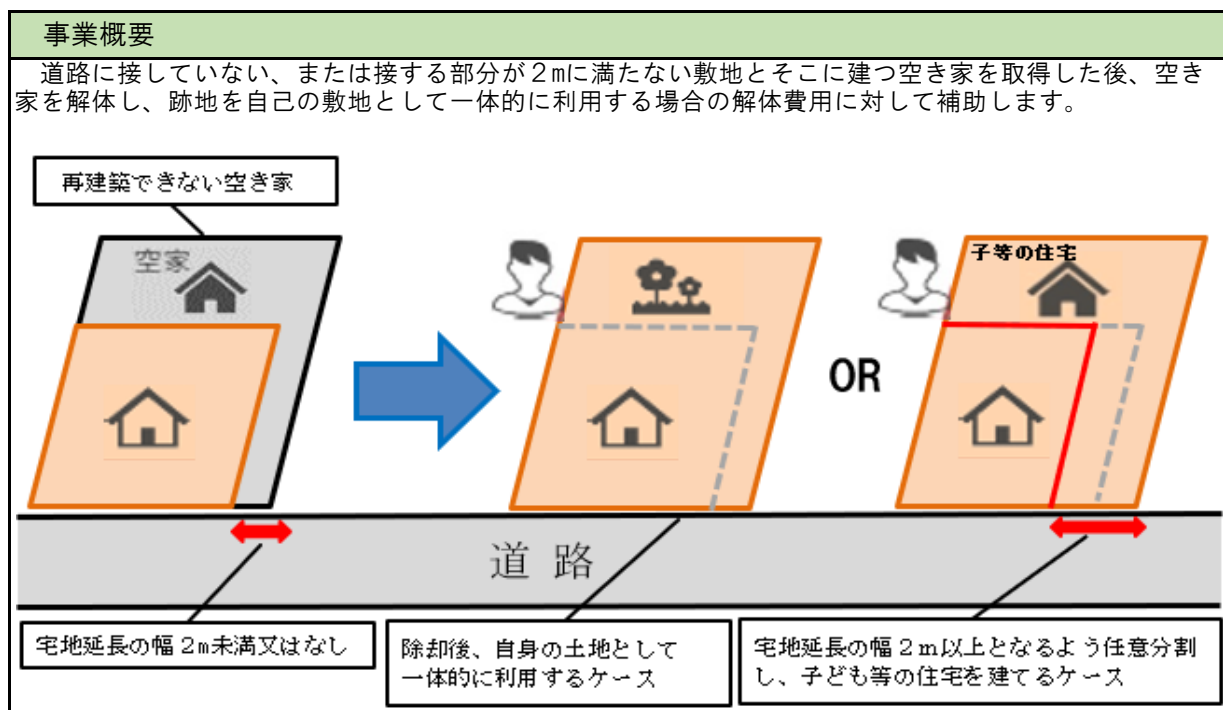
無接道敷地空家等除却事業の申請受付について

※交付申請前に対象となるかどうかの**事前審査**があります。まずはご相談ください。

※事前審査後、補助金の交付申請をしていただきますが、交付決定前に解体工事に着手すると補助対象となりません。

※本補助金の交付を受けられる方は空き家所有者ではなく、空き家の**隣接地の所有者**です。

※年度途中で**予算の上限に達した場合は補助金の交付はできません。**



補助対象空き家	補助対象者（個人・法人）
①道路に接していない、または接する部分が2mに満たない敷地（再建築不可の敷地）に建つ空き家 ②都市計画区域内にあること ③交付申請の日から遡って10年以内に分筆されていないこと	①補助対象空き家の隣接地の所有者であること ②補助対象空き家とその敷地を取得した後に解体すること ③解体後の跡地を自宅の庭や子ども等（2親等以内の親族）の住宅を建てる敷地などに利用し、10年以上所有及び管理すること ④市内業者に解体工事を発注すること

補助対象経費	補助金額の計算
補助対象空き家の除却に要する実工事費（空き家及び敷地内にある家財道具、機械、車両等の動産の処分費は除く）	①、②のうち小さい額（ 上限50万円 ） ①解体工事の実工事費×1/4 ②木造建物：33,000円×延べ床面積（㎡）×1/4 非木造建物：47,000円×延べ床面積（㎡）×1/4

- ・申請の流れについては「申請手続きフローチャート」をご覧ください。
- ・上記以外にも要件があります。詳細は無接道敷地空家等除却補助金交付要綱をご覧ください。

問い合わせ先

佐久市 建設部 建築住宅課
 TEL:0267-62-3430（直通）
 Mail:kenchiku@city.saku.nagano.jp